

女性の活躍応援協議会くまもと設置要綱

制定 平成30年 3月 1日市長決裁
改正 令和 2年 3月 25日男女共同参画課長決裁

(名称)

第1条 本会は、女性の活躍応援協議会くまもと（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日法律第64号）第27条第1項の規定に基づき、熊本市の区域において職業生活における女性の活躍推進に向けた取り組みを経済団体、労働者団体、関係団体、行政機関等が一体となり、効果的かつ円滑に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 職業生活における女性の活躍推進に向けた有用な情報の共有及び発信
- (2) 企業、団体等における女性の活躍推進に向けた取り組みの促進
- (3) その他、協議会の目的達成に必要と認められる事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体等で構成する。

(座長)

第5条 協議会に座長を置き、座長は熊本市文化市民局長が務める。ただし、座長に事故あるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は座長が招集し、座長がその議長を務める。

- 2 座長は、構成団体の承認を得た上で、必要に応じて協議会に構成団体以外の専門家等の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会に関する事務は、文化市民局人権推進部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

分野	団体名等
大学	大学コンソーシアム熊本
経済団体	熊本商工会議所
経済団体	熊本県経営者協会
労働者団体	日本労働組合総連合会熊本県連合会
金融機関	株式会社日本政策金融公庫熊本支店
マスコミ	株式会社熊本日日新聞社
関係団体	熊本県社会保険労務士会
関係団体	熊本市認定農業者協議会女性の会
関係団体	熊本県男女共同参画活動交流協議会
行政	熊本労働局
行政	熊本市男女共同参画センターはあもにい
行政	熊本市